

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 定義の追加

一 地球温暖化の定義に海水の温度の追加的な上昇を加えること。

(第二条第一項関係)

二 温室効果ガスの定義に三ふつ化窒素を加えること。

(第二条第三項関係)

第二 地球温暖化対策計画

一 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならないものとする。 (第八条関係)

二 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。 (第九条関係)

第三 地球温暖化対策推進本部の所掌事務の改正

地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関することを地球温暖化対策推進本部の所掌事務とす

ること。

(第十一条関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

(第四十二条の三関係)

第五 施行期日等

- 一 この法律の施行期日について定めること。
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備すること。

(附則第一項関係)

(附則第二項関係)